

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 23 号）

規制の名称：津波の予報業務許可に係る基準の変更

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当 部 局：気象庁総務部情報利用推進課

評価実施時期：平成 30 年 3 月 28 日

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

津波については、近年のコンピュータによる計算手法の開発・進歩及びコンピュータ自体の性能向上に伴い、津波の発生原因となる断層運動や地形等のデータをもとにしてシミュレーションを行うことにより、精度の高い計算結果が得られるようになっていた。規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

○津波予報業務の許可基準に関するベースライン

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響はなかったことから、規制の事前評価時と同様に、津波予報業務の許可基準は専門的知見を持つ気象予報士の設置を要件として現象の予想は気象予報士に行わせることとし、近年進歩がめざましいコンピュータを用いた数値シミュレーションによる最新の津波予想技術を活用できていない状況をベースラインとする。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に社会に提供され、津波被害の軽減に貢献するという当該規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

[事前評価時の想定]

当該規制を導入することにより、技術上の基準を満たすための数値シミュレーションのプログラム及び常時運用可能なコンピュータの整備のための費用として、初期固定費用と維持経費（保守経費、電気代、人件費等）が生じることを想定していた。

[遵守費用]

津波の予報業務許可事業者において、遵守費用として初期固定費用と維持経費（保守経費、電気代、人件費等）が生じていることを許可に当たり確認している。ただし、他の業務と一体として事業を行っており、本規制（津波の予報業務許可）に係る遵守費用のみを定量化して把握することは困難である。

[比較]

規制の事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

規制の事前評価時、津波の予報業務の許可にあたって、気象予報士に行わせる現象の予想の方法に関する審査が不要となり、気象業務法第 18 条第 1 項第 4 号に基づき、現象の予想の方法の技術上の基準への適合に関する審査が追加される。よって、行政費用の増減はないことを想定していた。事前評価時の想定からかい離は生じていない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

津波の予報業務許可事業者数は、事前評価時の0者から、1者に増加し、その予報業務許可事業者において、個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に提供できる体制が整ったことを確認している。

これにより、気象庁の津波警報等に加えて、許可事業者から、個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に社会に提供されることとなり、津波被害の軽減に貢献する体制が整った。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

便益の定量的な把握は困難である。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響は特に発生していない。

# 3 考察

## ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

遵守費用として初期固定費用と維持経費が発生し、また、行政費用の増減はないことを規制の事前評価時に想定し、かい離は生じていない。

効果として、津波の予報業務許可事業者数は、事前評価時の0者から1者に増加し、予報業務許可事業者から個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に提供されることとなったが、便益の定量的な把握は困難である。

なお、間接的な影響は発生していない。

便益の定量化は困難であるものの、津波被害の軽減への貢献という大きな便益が今後とも発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当と考える。